

仙台支部交流促進助成金活用に関する Q&A

Q 1 みやぎ地域づくり団体協議会にはどのような団体が入会できますか？

A 地域の課題解決のため、自主的・主体的かつ継続的な活動を行っている団体であれば入会可能です。（例：NPO法人、各種ボランティア活動団体、地域の伝統芸能継承活動を行う団体、その他任意団体）

Q 2 地域で活動している町内会やPTAは会員になれますか？

A 団体として協議会へ加入することに意見が一致していれば、他の任意団体同様入会可能です。ただし、活動の範囲が当該団体内に限定される場合、助成金の対象にはなりません。

例えば、広く一般向けの交流イベント等であれば、対象になり得ます。

Q 3 仙台支部交流促進助成金の対象となるのはどのような事業ですか？

A それぞれの活動分野において自主的・主体的に実施され、その効果が実施団体内のみにとどまらず、実施団体構成員以外の方々を含んだ、広く地域に還元される事業が対象となります。

※ 申請内容は役員・委員等により審査され、助成の可否が決定されます。また、助成事業の成果等について、委員会の場で発表していただくことを想定しています。

Q 4 全国協議会助成金との違いは？

A 全国協議会の助成金（講師旅費・謝金又はクラウドファンディング経費）よりも対象経費の範囲は広いですが（Q 5 参照）、小口（上限額原則 2 万円、一部事業は上限 5 万円）であり、支部予算の範囲内での助成となります。

また、平成 30 年度より、全国協議会助成金は、全国協議会事務局の（一財）地域活性化センターの賛助会員（年会費 3,000 円）が活用できることとなりました。

Q 5 対象となる経費の具体例は？

A 事業実施のために直接必要な経費を対象とし、事業と直接関係のないまたは薄い、団体の管理・運営に関する経費等は対象としません。

具体例は以下のとおりです。

- ・ 報償費・・・外部講師に支払う謝金など
- ・ 旅費・・・外部講師の交通費、宿泊費など
- ・ 消耗品費・・・文房具、コピー用紙等
- ・ 印刷製本費・・・ポスター、パンフレット、印刷のための用紙やインク代など
- ・ 通信運搬費・・・切手代や宅配料など
- ・ 使用料及び賃借料・・・会場使用料、機材等のレンタル料など
- ・ 飲食費・・・懇話に必要な茶菓代

} (※)

※ 団体構成員に支払う謝金や旅費は含まれませんのでご注意ください。

Q 6 既に今年のイベントは終了してしまったので、来年度申請したいが？

A 4月以降の活動については、来年度支部予算の決定状況によります。

Q 7 上限2万円の場合と上限5万円の場合の違いは？

A 仙台支部会員相互の交流を深められるような懇話会や各種地域づくり団体に共通する課題解決のヒントとなるような研修会などのプログラムを含み、審査により認められた場合に限り、上限額を5万円とします。